

……法人化と年金の適用関係、集落営農、経営所得安定対策と経営移譲年金との関係……

(問1) 農業者年金に加入している者のいる経営体が法人化すると、年金の適用関係は、どのようになりますか。農業者年金を選択できますか。

(答)

農業者年金は、自営業者である農業者(国民年金の第1号被保険者)を対象とした制度であることから、法人化した場合(国民年金の第2号被保険者となった場合)には、厚生年金の強制適用となります。

厚生年金に加入することに伴い、保険料の事業主負担が生じること等により、法人化後も引き続き農業者年金に加入したいということであれば、従事分量配当制の農事組合法人の形態で法人化して下さい。

(問2) 認定農業者で青色申告の要件に該当し、保険料の政策支援(国庫補助)を受けている農業者年金の加入者が、従事分量配当制の農事組合法人の構成員となった場合でも、政策支援は受けられないのでしょうか。

(答)

農業経営改善計画の認定は、法人の経営体については、法人として当該計画の認定を受けることとなります。

保険料の政策支援を受けている農業者年金の加入者が、従事分量配当制の農事組合法人の構成員となった場合には、引き続き農業者年金に加入(通常加入)することはできますが、政策支援の対象は、認定農業者であって農業を営む個人であることから、政策支援を受けられなくなります。

(問3) 経営移譲年金を受給している受給者が、支給停止とならずに、農業生産法人の役員となることはできますか。

(答)

1. 会社法人の場合

会社法人の場合には、経営移譲年金の受給者が、その法人の構成員以外の役員、例えば、法人の農業に常時従事しない役員等として就任するのであれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

2. 農事組合法人の場合

農事組合法人の場合には、役員つまり理事は、組合員たる農民であることが必要であるため、経営移譲年金の受給者が、組合の理事に就任すると、農業経営の再開となり、支給停止となります(代わりに農業者老齢年金が支給)。ただし、受給権者が理事ではなく、例えば、顧問、アドバイザーという立場で参加するのであれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

(問4)経営移譲を受けた後継者が、任意組織の集落営農又は農業生産法人に参加すると、受給者(後継者の親)の経営移譲年金の受給はどうなりますか。

(答)

1. 後継者が任意組織の集落営農に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、任意組織の集落営農に参加する場合には、農地の権利名義に変化があるものではないことから、受給者(後継者の親)は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

2. 後継者が農業生産法人に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、農業生産法人に参加して構成員になる場合には、受給者が返還を受けた農地を農業生産法人に対し所有権の移転、使用収益権の設定等を行うなど適切な手続きを踏めば、受給者(後継者の親)は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

(問5)経営移譲年金の受給者が、任意組織の集落営農又は農業生産法人に参加すると、経営移譲年金の受給はどうなりますか。

(答)

1. 受給者が任意組織の集落営農に参加する場合

経営移譲年金の受給者が、任意組織の集落営農に参加する場合には、農地の権利名義を新たに取得するものではないことから、受給者は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

2. 受給者が農業生産法人に参加する場合

経営移譲年金の受給者が、農業生産法人に参加し、持分を取得して構成員になる場合には、農業経営の再開となり、支給停止となります(代わりに農業者老齢年金が支給)。ただし、農業生産法人の構成員ではなく、単なる雇用者として従事する場合には、農業経営の再開とならないので、引き続き経営移譲年金を受給できます。

(問6)経営移譲年金の受給者が、水田・畑作経営所得安定対策に加入するため、認定農業者になると、経営移譲年金の受給はどうなりますか。支給停止とならずに、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる方法がありますか。

(答)

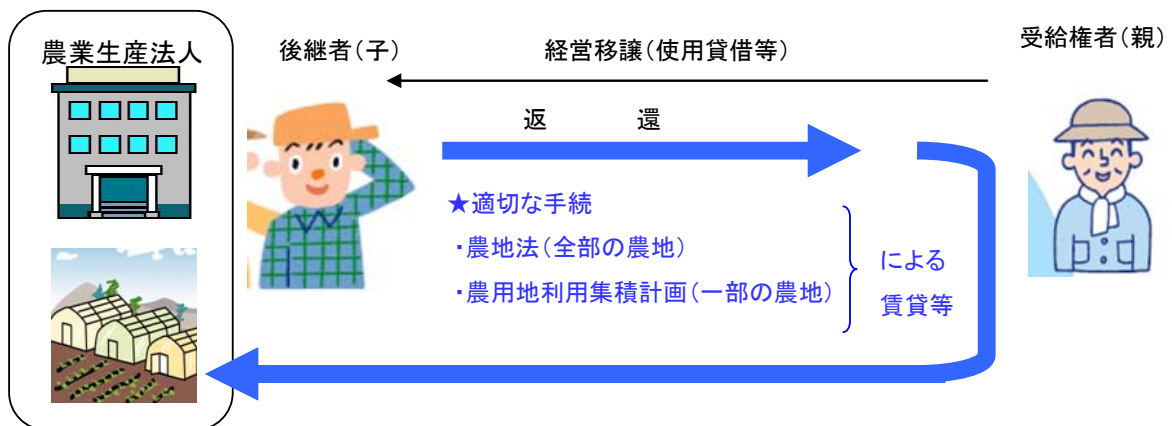
経営移譲年金の受給者が、認定農業者になると、農業経営の再開となり、支給停止となります(代わりに農業者老齢年金が支給)。

受給者が、引き続き経営移譲年金を受給するのであれば、経営移譲を受けた後継者が認定農業者となることなど、水田・畑作経営所得安定対策の対象となることなどを検討して下さい。

経営移譲を受けている後継者(子)が集落営農に参加しても、農地の名義が変わらないので、受給権者(親)の経営移譲年金は支給停止になりません。



経営移譲を受けている後継者(子)が農業生産法人に参加しても、適切な手続を踏めば、受給権者(親)の経営移譲年金は支給停止になりません。



受給権者(親)が集落営農や農業生産法人に参加しても、単に雇用者となる場合には、農業経営を再開したことになるので、経営移譲年金は支給停止になりません。

